

徳島県規則第三十九号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「又は」を「、同法第六十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合、同法第六十六条の規定による決定により少年院に收容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。